

特定秘密保護法 統一的な運用基準の骨子

I 基本的な考え方

- 運用基準策定の趣旨
(法を**統一的に運用**し、特定秘密の**漏えい防止・適正な運用**を確保)
- 法の**拡張解釈の禁止**や**知る権利、報道・取材の自由等の尊重**
- **公文書管理法**と**情報公開法**の適正な運用
- 特定秘密を取り扱う者等の**責務**
→ 特定秘密を取り扱う者は**各種法令を遵守** 等

II 特定秘密の指定

- 指定の要件該当性の判断基準
 - ・ **別表該当性**
(法の別表事項を更に具体化した細目に該当するか)
 - ・ **非公知性**
(現に不特定多数の人に知られていないか)
 - ・ **特段の秘匿の必要性**
(漏えいにより、我が国の安全保障に著しい支障を与える事態が生じるおそれがあるか)
- **法令違反の事実、又はその隠蔽**を目的とする指定を**禁止**
- 指定の具体的な手続 (例: 指定の理由の記述、表示・通知)
- 有効期間の**設定基準** (例: 毎年策定する計画…2年等) 等

III 特定秘密の指定の満了・延長・解除等

- 有効期間の満了時や指定解除時の具体的な手続
- 有効期間を**30年を超えて延長する場合の指針**
- 保存期間が満了した文書の取扱い
→ 指定の有効期間が通じて**30年を超える特定秘密**を記録する行政文書は、指定解除後、**国立公文書館に移管** 等

IV 適性評価の実施

- 基本的な考え方
(**プライバシーの保護**、法に規定された**7項目以外の調査の禁止**、**結果の目的外利用の禁止**、**法の下の平等**)
- 実施体制の確立(例: 適性評価実施責任者の指名)
- **告知書**(※)を交付し、**同意書**(※)の提出を受けて調査を実施
- **質問票**(※)に**本人**が必要事項を記載
- 評価に当たっての基本的考え方・考慮要素
(**個別具体的な事情**を十分に考慮して**総合的に判断**)
- 結果等の通知
- **苦情処理**の具体的手続
- 適性評価に関する**個人情報等の管理** 等

(※)各書式は運用基準に別添

V 特定秘密の指定・解除等及び適性評価の実施の適正を確保するための措置

- **内閣保全監視委員会**の設置とその事務内容
(内閣総理大臣による指揮監督を補佐)
- 内閣府**独立公文書管理監**の事務内容
(特定秘密の指定等の**検証・監察・是正**)
- 不適切な特定秘密の指定等に関する**通報制度の創設**
- 内閣総理大臣や有識者、国会への**報告の内容**
(例: **過去1年間の指定件数**等) 等

VI 本運用基準の見直し

- 特定秘密保護法の施行後5年を経過した場合に見直すとともに、定期的、又は必要に応じ見直し、結果を公表